

ケアハウス ロイヤルの園 管理規定

『ケアハウス ロイヤルの園』 管理規定

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規定は、社会福祉法人栄光会が設置経営するケアハウスロイヤルの園(以下「施設」という。)の管理運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉法の理念に基づき、入居者の生活の充実並びに生活の安定を図ることを目的とする。

(管理運営方針)

第 2 条 施設の運営管理については、高齢者の特性に配慮した住みよい住居を提供し、入居者の自主性の尊重を基本として、入居者が明るく心豊かな生活ができるよう、相談機能の充実、食事の提供、入浴の準備、余暇活動の援助、疾病、災害等緊急時の対応等生活に万全を期することを基本方針とする。

(入居者の定員)

第 3 条 施設の入居者定員は 80 名とする。

(入居者の資格)

第 4 条 施設に入居できる者は、次の各号に該当する者とする。

- ① 年齢は 60 歳以上であること
- ② 身体機能の低下等が認められ、又は高齢のため独立して生活するには不安が認められる者であり、家族と同居できない者及び自炊等に困難で不安のある者
- ③ 伝染病疾患及び精神的疾患等を有せず、且つ問題行動を伴わない者で共同生活に適応できる者
- ④ 介助を必要としないで、自力で日常生活を営むことができる者
- ⑤ 生活費に充てることのできる資産、所得、仕送り等があり、所定の利用料が払える者
- ⑥ 確実な保証能力を有する身元保証人を 2 名たてられること

(利用料等)

第 5 条 施設の利用料等の額は、国の定める基準に従って理事長が定めるものとする。

(別紙 1)

2. 体験入居費及びゲストルーム利用料等については、理事長が定めるものとする。

(別紙 2)

第2章 職員及び職務

(職員の区分及び定数)

第6条 施設には次の職員をおく。

- ① 施設長 1名
- ② 事務職員 1名
- ③ 生活指導員 1名
- ④ 介護職員 2名
- ⑤ 栄養士 1名
- ⑥ 調理員等 4名

(職務)

第7条 施設長は、理事長の命を受け所属職員を指揮監督し、施設の業務を統括するものとする。

2. 事務職員は、施設会計・財産管理・庶務等の事務を行う。
3. 生活指導員は、入居者の生活向上に必要な生活指導・相談・援助等に従事する。
4. 介護職員は、入居者の援助並びに清掃を行う。
5. 栄養士は、入居者の給食献立・栄養管理・調理上の衛生指導及び調理員と連携し給食調理等の業務を行う。
6. 調理員は、栄養士と連携し入居者の給食調理業務を行う。

第3章 入居及び退居

(入居の申込み)

第8条 施設への入居希望者は、入居申込書(様式1)を提出しなければならない。

2. 施設は入居申込書の提出があったときは、その内容を確認の上、入居申込者名簿に記入し、登録するものとする。

(入居希望者の面接調査)

第9条 入居希望者の調査は、本人及び身元保証人との面接により行うものとする。

2. 前項の調査は生活状況、家庭状況等について詳細に聴取すると共に、健康診断書の提出を求め、健康状態を把握するものとする。
3. 前項の調査の結果、入居を適当と認めた者に対しては、入居を承認する旨を、また、入居を不適当と認めた者に対しては、入居を承認しない旨を本人に通知するものとする。

(入居の手続き)

第10条 入居を承認された者は、次の書類を施設長に提出しなければならない。

- ① 入居契約書
- ② 身元保証書
- ③ その他、施設長が特に必要と認めた書類

(入居者台帳の整備)

第11条 施設長は、入居者に対して、入居時の健康診断書の確認を行うとともに、本人のこれまでの生活状況、家庭状況等を利用者台帳に記録し、入居後の健康管理、相談、助言に備えるものとする。

(退 居)

第12条 入居者が退居しようとするときは、退居届を提出しなければならない。

(身元保証人への連絡)

第13条 施設長は、入居者が病気で入院又は死亡するなどの重大な異変が発生したときは、身元保証人に連絡する等必要な措置をとるものとする。

(居室の変更)

第14条 施設長は、入居者が次の各号の一に該当するときには入居者の意見を聞いた上で、居室の変更をすることができる。

- ① 入居者の身体機能の低下等により、居室を変更することが適当と認められたとき
- ② その他、居室の変更をせざるを得ない事由があると施設長が認めたとき

第 4 章 管 理 及 び 運 営

(生活上の基本原則)

第15条 施設長は、入居者の生活については、老人福祉法の理念に基づき、入居者がその心身の状況に応じて快適な日常生活を営むことができるように配慮しなければならない。

(相談、助言)

第16条 施設は、入居者に対しては、親身になって各種相談に応ずるとともに、適切な助言を行い、必要に応じて行政や在宅福祉サービス等の実施者と十分な連携をとり、その有効な利用について積極的に援助を行うものとする。

(食 事)

第17条 施設は、入居者に対して食堂において毎日3食を給し、老人に適した食事を提供するものとする。ただし、予め食事をしない旨の連絡があった場合には提供しなくてもよいこととする。

2. 施設は、食品の調理加工及び保管は衛生的に行い、栄養士は、毎日の献立表を作成して栄養のバランスに留意するものとする。また献立表は、事前に掲示するものとする。

(入 浴)

- 第18条 7階大浴場の入浴は隔日以上とし、施設は入居者が定められた時間帯に入浴できるよう準備を行うものとする。
2. 施設は、個人浴室の入浴及びシャワーは入居者が常時使用できるよう配慮する。
 3. 個別の入浴介助は、原則として行わないこととする。

(生活援助)

- 第19条 入居者に対する個別の日常生活の援助は、原則として実施しないものとする。
2. 入居者が入居後において心身の故障等で家事等が独力でできず、又病気等で介護者が必要になった場合には、外部の在宅福祉サービス等が受けられるよう迅速な措置をとることとする。この場合、所要の費用は入居者の個人負担とする。

(保健衛生)

- 第20条 施設は、入居者が定期健康診断を年1回以上受ける機会を提供し、その結果報告を受け、その記録を保存する等日常における健康管理に配慮することとする。
2. 入居者の健康保持に当たっては、特に老人特有の疾病の予防に努めるものとする。

第5章 入居者の規律

(入居者の約束事)

- 第21条 施設長は、入居者が守るべき「入居者約束事」を入居者に配布し、その趣旨を十分周知徹底しなければならない。

(尊守義務)

- 第22条 施設長は、施設の円滑な運営を図るため、入居者が「入居者約束事」を遵守し、施設の諸行事、事業等に参加協力するよう努力することとする。
2. 入居者は、施設の定める「管理規定」及び「入居者約束事」を遵守し、入居者全員が心豊かに平穩に生活できるよう協力することとする。

(外 泊)

- 第23条 入居者は、外泊しようとするときは、外泊届に必要事項を記入し、届け出るものとする。

(来 訪 者)

- 第24条 入居者は、来訪者があったときは、その都度来訪者名簿に記入し届け出るものとする。
2. 来訪者が自室又はゲストルームに宿泊しようとするときは、必ず施設長の承認を受けなければならない。

(健康保持)

第25条 入居者は、常時自ら健康保持に努め、施設が指定する健康診断は正当な理由がない限り拒否してはならないものとする。

(環境整備)

第26条 入居者は、常に居室を清潔に整理、整頓して良好な環境と衛生の保持に努めるとともに、施設の建物内外の清掃、除草等の環境整備には積極的に協力することとする。

(身上変更の届出)

第27条 入居者は、入居後の身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに届け出るものとする。

(融和と信頼)

第28条 入居者は、相互に親睦と信頼を深め、よき隣人として融和し、他人の人権を無視するような言動のないように努めるものとする。

(承認を必要とする事項)

第29条 入居者は各号に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ施設長の承認を得なければならない。

- ① 室内の形状を変更するような工作をしようとするとき
- ② 敷地内に工作をしようとするとき
- ③ 敷地内に自動車等を保有しようとするとき

(動物飼育の禁止)

第30条 入居者は、居室または敷地内において小鳥及び小型魚類以外の動物を飼育してはならない。

(損害賠償)

第31条 入居者は、故意又は重大な過失によって、建物、設備、及び備品等に損害を与えたときは、その損害を弁償し、または原状に回復しなければならない。

(入居者懇談会)

第32条 施設長は、入居者懇談会を設置するものとする。

2. 入居者懇談会の設置運営については、別に定める入居者懇談会細則によるものとする。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第33条 施設長は、火災、地震、風水害等非常災害に備えて、消火、非難、救出等に関する計画を定め、定期的に訓練の実施等万全の対策を講ずるとともに、利

用者が常に防災に心掛けるよう指導しなければならない。

(防火管理者)

第34条 施設長は、職員の中より消防法に定める防火管理者を選任し、火器取締に注意しなければならない。

第7章 夜間の管理体制

(管理体制)

第35条 施設長は、入居者等の安全と緊急時に対処するため、隣接する関連施設等の協力を得て、非常通報装置等を設置し、常時緊急対応できるよう万全体制を講ずるものとする。

第8章 雑 則

(地域社会の連携)

第36条 施設長は、常に地域社会との連携を深め、入居者が地域の一員として、自立した生きがいのある生活が営めるよう配慮しなければならない。

(改 正)

第37条 この規定を改正・廃止しようとするときは、社会福祉法人栄光会の評議員会の同意を得て理事会の決裁を経るものとする。

附 則

この規定は、平成10年12月 1日より施行する。

この規定は、平成17年 9月 1日に改正する。

別紙 1

施設の利用料金にかんする規定

第5条の規定により定める利用料金等とは、事務費、生活費、管理費、地区別冬季加算等をいい、その額は次のとおりとする。

事務費、生活費及び地区別冬季加算

表 1

(単位：円)

対象収入による階層区分		事務費	生活費	合計	地区別 冬季加算
1	1,500,000 以下	10,000	48,764	58,764	2,150
2	1,500,001~1,600,000	13,000	48,764	61,764	2,150
3	1,600,001~1,700,000	16,000	48,764	64,764	2,150
4	1,700,001~1,800,000	19,000	48,764	67,764	2,150
5	1,800,001~1,900,000	22,000	48,764	70,764	2,150
6	1,900,001~2,000,000	25,000	48,764	73,764	2,150
7	2,000,001~2,100,000	30,000	48,764	78,764	2,150
8	2,100,001~2,200,000	35,000	48,764	83,764	2,150
9	2,200,001~2,300,000	40,000	48,764	88,764	2,150
10	2,300,001~2,400,000	45,000	48,764	93,764	2,150
11	2,400,001~2,500,000	50,000	48,764	98,764	2,150
12	2,500,001~2,600,000	52,000	48,764	100,764	2,150
13	2,600,001~2,700,000	52,000	48,764	100,764	2,150
14	2,700,001~2,800,000	52,000	48,764	100,764	2,150
15	2,800,001~2,900,000	52,000	48,764	100,764	2,150
16	2,900,001~3,000,000	52,000	48,764	100,764	2,150
17	3,000,001~3,100,000	52,000	48,764	100,764	2,150
18	3,100,001 以上	52,000	48,764	100,764	2,150

管理費

表 2

(単位：円)

	28.00㎡	35.00㎡
一括方式	5,353,000	6,699,000
一括・分割併用方式	1,000,000	1,250,000
	18,991	23,771

- ※ 地区別冬季加算は、11月から3月までの期間徴収する。
- ※ 対象収入とは、前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当ではないものを除く）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。
- ※ 利用料は、国の定める基準に改定もしくは変更が生じた場合は、その都度変更されます。

改定年月日 令和 6年 8月 1日

体験入居費およびゲストルーム利用料等に関する規定

第5条2の規定により定める体験入居費およびゲストルーム利用料等とは、体験入居費、ゲストルーム利用料、寝具代、食事代およびその他の利用料をいい、その額（消費税を含む。）はつぎのとおりとする。

1	体験入居費	1日	5,500円（食事付き）
2	ゲストルーム利用料	1泊	4,400円（寝具付き）
3	寝具代（追加ごと）	1組	550円
4	食事代	1食	550円
5	その他の利用料		実費

附 則

- この規定は、平成17年 9月 1日より施行する
- この規定は、平成26年 4月 1日に改正する
- この規定は、令和 元年10月 1日に改正する

入居者懇談会細則

1. 目的

この入居者懇談会細則（以下「細則」という。）は、ケアハウス ロイヤルの園管理規定第32条に基づき、施設の健全な運営と入居者の快適で心身共に充実した生活の実現の為に必要な事項について、意見を交換する場として、「入居者懇談会」（以下「懇談会」という。）を設けるものとする。

2. 懇談会の構成

懇談会は、施設を代表する役職員（施設長・生活指導員・介護職員・栄養士）及び入居者（全員または代表者）により構成されるものとする。

3. 懇談会の開催

- (1) 懇談会は、原則として、定例懇談会を（四半期1回）開催する。ただし、定例懇談のほか、施設側と入居者側の双方が必要と認めた場合は、臨時懇談会を随時開催するものとする。
- (2) 懇談会の招集は施設長が行う。
- (3) 懇談会事務局ならびに進行は施設側において行う。

4. 懇談会における議題

- (1) ケアハウス ロイヤルの園での生活について
- (2) その他入居者または施設が必要と認めた事項について

5. 記録の作成

懇談会の記録については、開催の都度事務局においてその記録を作成して、全入居者に配布する。

附 則

この細則は、平成10年12月 1日より施行する。

この細則は、平成17年 9月 1日に改正する。